回覧										

緊急情報
号　外

消費生活センターだより

発　行　日
Ｈ２９，３,15

料金が安くなります?!

その契約、ちょっと待って!!

何度もしつこく電話がかかって来て､｢今よりインターネットの料金が安くなります！接続速度も速くなります！！｣とプロバイダを変更させる勧誘によるトラブルが急増しています。

書類に押印やサインをしなくても、電話で「いいですよ。」と言ってしまっただけで契約は成立します。その場での承諾は絶対に避け、パンフレットを取り寄せるなど、契約の内容やメリット・デメリットをしっかり確認して契約するようにしましょう。

しっかり確認・はっきり断る

もう一回、会社名をゆっくり教えてもらえますか？
今、お電話いただいている方のお名前は？
どのようなご用件ですか？

■不要な場合ははっきり断る■
必要ありませんので、もう電話しないでください。
失礼します。

「どうしよう…」って思ったら、相談しよう！

久慈市消費生活センター　（平日９時～16時）
久慈市川崎町１－１（久慈市役所１階東側）
☎0194-54-8004

※土・日・祝日の 電話相談は
消費者ホットライン １８８ へ

気をつけて！！

プロバイダなどの電気通信サービスに関する契約には、
クーリング・オフ制度はありません

電子通信サービスの契約には、**『初期契約解除制度』があります**

これは、契約書面の受領日から 8 日以内であれば、業者の合意なく、契約を解除できる制度です。クーリング・オフに似た制度ですが、契約解除までに利用した料金や工事費用、事務手数料は契約に基づき支払う必要があります。

大手電話会社を名乗っていたけど、
契約先はなんていう会社名だろう？

料金が安くなるって言ってたけど、
本当かな？

契約する前にホームページで
サービスを確認してみようかな！

今の契約は、どうなっていたかな～？

契約期間内に解約したいとなったら、
結構違約金がかかるな～

契約する前に、消費生活センターに
聞いてみようかな…。

このほかにも、大型ショッピングセンターなどの特設会場で「今なら無料で…」や「インターネット使い放題」と勧誘しているインターネット接続サービスの契約も、電子通信サービスの契約になります。

無料と言われ、おまけでもらったと思っていた端末代金を分割で支払う契約になっていたり、インターネット使い放題と言われたが、実際は制限がかかり利用できない。他にも、もらった端末がすぐに壊れて使えなくなった、家でつないでみたら電波が弱くて使えない…など様々なトラブルが発生しています。